

3章

予算、収支計画及び資金計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成23年度中に国庫納付すること。

中期計画

(1) 予算

(単位：百万円)

区分		総計
収入	運営費交付金	42,121
	施設整備費補助金	2,410
	受託収入	2,188
	施設利用料等収入	287
	計	47,006
支出	業務経費	19,101
	施設整備費	2,410
	受託経費	2,124
	人件費	20,533
	一般管理費	2,837
	計	47,006

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中 16,835 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取り組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取り組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、17,477 百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

【運営費交付金の算定方法】

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

平成 23 年度・・・所要額を積み上げ積算

平成 24 年度以降・・・前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（平成 24 年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）× 一般管理費の効率化係数（ α ）
× 消費者物価指数（ γ ） + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）× 業務経費の効率化係数（ β ）
× 消費者物価指数（ γ ）× 政策係数（ δ ） + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は 0.97 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は 0.99 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として勘定

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は原則として 0 とする。ただし、業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえた事業規模の縮減

分として、平成 23 年度において平成 22 年度予算額の 11.1%に相当する額を削減。

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区分	総計
費用の部	45,282
経常費用	45,282
研究業務費	34,540
受託業務費	2,124
一般管理費	7,931
減価償却費	686
収益の部	45,282
運営費交付金収益	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
資産見返負債戻入	686
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区分	総計
資金支出	47,006
業務活動による支出	44,596
投資活動による支出	2,410
資金収入	47,006
業務活動による収入	44,596
運営費交付金による収入	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
投資活動による収入	2,410
施設費による収入	2,410

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

■中長期目標達成の考え方

予算、収支計画、資金計画について別表のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

■中長期目標期間の取り組み

- (1) 予 算（別表－1のとおり）
- (2) 収支計画（別表－2のとおり）
- (3) 資金計画（別表－3のとおり）

(1) 予算

別表-1

(単位：百万円)

区分	中期計画 予算額 (A)	年度計画 予算額累計 (B)	決算額 累計 (C)	差額 (C-B)
収入	47,006	46,809	50,238	3,429
運営費交付金	42,121	42,071	41,757	△314
施設整備費補助金	2,410	2,263	5,388	3,124
科学技術総合推進費補助金	-	-	5	5
受託収入	2,188	2,188	1,774	△414
施設利用料等収入	287	287	476	189
その他事業収入	-	-	51	51
寄附金収入	-	-	669	669
雑収入	-	-	119	119
支出	47,006	46,809	49,737	2,928
業務経費	19,101	19,101	19,690	589
施設整備費	2,410	2,263	5,388	3,124
科学技術総合推進費補助金	-	-	5	5
受託経費	2,124	2,124	1,629	△495
人件費	20,533	20,512	20,065	△447
一般管理費	2,837	2,808	2,960	152

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○年度計画予算額累計額に対する決算額累計の増減理由

【運営費交付金】

給与改定臨時特例法に準じた人件費削減に伴う補正予算による減。

【施設整備費補助金】

補正予算による増。

【科学技術総合推進費補助金】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【施設利用料等収入】

財産賃貸収入等が予定を上回ったことによる増。

【その他事業収入】

科学研究費補助金間接費収入等があったことによる増。

【寄附金収入】

寄附があったことによる増。

【雑収入】

消費税還付金等があったことによる増。

【業務経費】

寄附があったことによる増。

【施設整備費】

補正予算による増。

【科学技術総合推進費補助金】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【受託経費】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【人件費】

支給実績が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

主に施設利用料等収入が予定を上回ったことに伴う施設利用料等収入に係る一般管理費の増加による増。

(2) 収支計画

別表-2

(単位：百万円)

区分	中期計画 予算額 (A)	年度計画 予算額累計 (B)	決算額 累計 (C)	差額 (C-B)
費用の部	45,282	45,806	45,983	176
経常費用	45,282	45,806	45,983	176
研究業務費	34,540	34,543	34,970	427
受託業務費	2,124	2,124	1,389	△ 736
一般管理費	7,931	7,878	7,892	14
減価償却費	686	1,261	1,543	282
その他経常費用	-	-	189	189
収益の部	45,282	45,795	46,128	333
運営費交付金収益	45,121	42,071	40,227	△ 1,843
施設利用料等収入	287	287	476	189
その他事業収入	-	-	48	48
受託収入	2,188	2,188	1,487	△ 701
施設費利益	-	-	1,789	1,789
補助金等収益	-	-	5	5
寄附金収益	-	-	550	550
資産見返負債戻入	686	1,250	1,426	176
その他収益	-	-	121	121
臨時損失	-	-	46	46
臨時利益	-	-	228	228
純利益（損失）	0	△ 11	328	339
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	11	15	4
総利益	0	0	343	343

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○年度計画予算額累計額に対する決算額累計の増減理由

【経常費用】

主に研究業務費が予定を上回ったことによる増。

【研究業務費】

主に寄附があったことに伴い費用が発生したことによる増。

【受託業務費】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

主に施設利用料等収入が予定を上回ったことによる増。

【減価償却費】

運営費交付金で取得した資産の減価償却費による増。

【その他経常費用】

主にリース債務の返済に係る支払利息などによる増。

【運営費交付金収益】

主に資産を取得したことにより費用が発生したことによる減。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。

【その他事業収入】

科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。

【受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【施設費収益】

預り施設費から施設収益へ振り替えたことによる増。

【補助金等収益】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【寄附金収益】

寄附金を収益化したことによる増。

【資産見返負債戻入】

運営費交付金等で取得した資産の減価償却費に係る資産見返負債戻入が予定を上回ったことによる増。

【その他収益】

主に消費税還付金による収益があったことによる増。

【臨時損失】

固定資産除却損（工具器具備品等）の発生による増。

【臨時利益】

主に運営費交付金債務における残額について、中期目標期間終了時において全額を収益化したこと（独立行政法人会計基準第81）による増。

【純利益（損失）】

主に運営費交付金債務における残額について、中期目標期間終了時において全額を収益化したこと（独立行政法人会計基準第81）による増。

【総利益】

主に運営費交付金債務における残額について、中期目標期間終了時において全額を収益化したこと（独立行政法人会計基準第81）による増。

(3) 資金計画

別表-3

(単位：百万円)

区分	中期計画 予算額 (A)	年度計画 予算額累計 (B)	決算額 累計 (C)	差額 (C-B)
資金支出	47,006	46,809	53,140	6,331
業務活動による支出	44,596	44,546	45,999	1,453
投資活動による支出	2,410	2,263	4,859	2,596
財務活動による支出	-	-	130	130
次期中期への繰越金	-	-	2,152	2,152
資金収入	47,006	46,809	53,140	6,331
業務活動による収入	44,596	44,546	45,013	467
運営費交付金による収入	42,121	42,071	41,757	△314
施設利用料等収入	287	287	482	195
受託収入	2,188	2,188	1,727	△461
補助金等収入	-	-	5	5
寄附金収入	-	-	669	669
その他の収入	-	-	373	373
投資活動による収入	2,410	2,263	5,425	3,161
施設費による収入	2,410	2,263	5,388	3,124
その他の収入	-	-	37	37
前期中期からの繰越金	-	-	2,702	2,702

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

【業務活動による支出】

施設利用等収入が予定を上回ったことに伴う支出の増加による増。

【投資活動による支出】

主に運営費交付金により資産を取得したことによる増。

【財務活動による支出】

ファイナンスリースにおける債務の返済による増。

【運営費交付金による収入】

給与改定臨時特例法に準じた人件費削減に伴う補正予算による減。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。

【受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【補助金等収入】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【寄附金収入】

寄附金があったことによる増。

【その他の収入】

主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。

【施設費による収入】

補正予算による増。

【その他の収入】

主に資産を売却したことによる増。

中長期目標の達成状況

業務運営の効率化を踏まえた予算運営については、中長期計画において定めた業務経費及び一般管理費について抑制目標を考慮した予算の適切かつ効率的な執行を行うことにより、中長期計画に掲げる目標を実現したところである。

自己収入のうち施設利用等収入（知的所有権収入、財産賃貸収入、技術指導等収入）については、研究成果の情報発信及び普及活動により、中長期計画を上回る実績を達成したところである。

以上より、中長期計画に掲げる予算、収支計画及び資本計画については中長期目標を達成した。

4章

短期借入金の限度額

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 1,500 百万円とする。

■中長期目標達成の考え方

資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、中期計画に定めた額と同様に 1,500 百万円とし、予見し難い事故等に限ることとした。

■中長期目標期間の取り組み

平成 23 から平成 27 年度までのいずれの年度においても、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入を行わなかった。

中長期目標の達成状況

中長期目標期間中の予見し難い事故等の事由により資金不足が生じた場合に対処するため、短期借入金の限度額を 1,500 百万円と設定したが、中長期目標期間中、法人にとっての予見し難い事故等はなく、又、適切な資金管理により、資金不足が生じなかったため、短期借入を行うことなく適切な予算運営を行った。

以上より、中長期目標を達成した。

5章

不要財産の処分に関する計画

中期目標

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成 23 年度中に国庫納付すること。

中期計画

保有資産の必要性の見直しを行い、次の資産を国庫返納する。

- 別海実験場については、平成 23 年 3 月に廃止のうえ、平成 24 年 3 月に譲渡収入による納付を行う。
- 湧別実験場については、平成 23 年 3 月に廃止のうえ、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う。
- 朝霧環境材料観測施設（一部）（平成 22 年 3 月廃止）については、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う。

■中長期目標達成の考え方

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、土木研究所が講ずべき措置のうち「支部・事業所等の見直し」で示された保有資産について、前年度までに廃止決定がなされたことから、国庫への返納を行うこととした。

平成 23 年度において達成済みである。

■評価指標

当該箇所に関する評価指標は以下の通りである（詳細は後述）。

中期計画にある不要財産の処分率

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中期計画にある不要財産の処分率 (%)	100	100	100	100	100

■中長期目標期間の取り組み

平成 23 年度は以下の取り組みを行った。以後、取り組みは不要であった。

1. 別海実験場

別海実験場（平成 23 年 3 月 31 日廃止）については、公募手続きにより別海町を譲渡の相手方に決定し、平成 24 年 3 月 16 日に譲渡収入による納付を行った。

2. 湧別実験場

湧別実験場（平成 23 年 3 月 31 日廃止）については、平成 23 年 12 月 26 日付で国土交通省所管国有財産部局長北海道開発局長と不要財産受渡証書を取り交わし、12 月 28 日付で現物による納付を行った。

3. 朝霧環境材料観測施設

朝霧環境材料観測施設（一部）（平成22年3月31日廃止）については、平成23年12月27日付で国土交通省所管国有財産部局長中部地方整備局長と不要財産受渡証書を取り交わし、12月28日付で現物（土地及び工作物（柵））による納付を行った。

中長期目標の達成状況

平成23年度に中長期目標を達成した。

6章

重要な財産の処分等に関する計画

中期目標

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

中期計画

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

■中長期目標達成の考え方

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこととした。

■中長期目標期間の取り組み

平成 23 から平成 27 年度におけるいずれにおいても、重要な財産の処分の実績はない。

中長期目標の達成状況

中長期目標期間中において、該当事案はなかった。

7章

剰余金の使途

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

■中期目標達成の考え方

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及のために使用することとした。

■中長期目標期間の取り組み

第2期中期目標期間中からの繰越積立金については、3,815千円を取崩し、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当した。

平成23から27年度のいずれの期間においても「研究開発及び研究基盤整備等目的積立金」は、剰余金の金額などを勘案した結果、申請を行っていない。

中長期目標の達成状況

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたことから、中長期目標を達成した。

研究開発及び研究基盤整備等目的積立金については、中長期目標期間中における剰余金の金額などを勘案した結果、申請を行っていない。

8章

その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

研究所が保有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めること。

また、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮しうよう、適切な維持管理に努めること。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこと。

中期計画

実験施設等の効率的な利用のため、主な施設について研究所としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、外部への積極的な実験施設等の貸し出しを図り、自己収入の確保に努めるとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。

施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施する。

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

なお、中期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。

別表-5

施設整備等の内容	予定額（百万円）	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・給排水関連設備改修 ・屋根、外壁、内装等改修 ・その他土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の推進に必要な施設・設備の整備 	総額 2,410	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金

■中長期目標達成の考え方

外部機関による施設利用について、引き続き、情報提供の充実に努めるとともに、組織統合による施設等の効率的な運用を図ることとした。また、研究業務等の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を行う。

■評価指標

当該箇所に関する評価指標は以下の通りである（詳細は後述）。

施設の貸し出し件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施設の貸し出し件数（件）	61	73	51	59	49

■ 中長期目標期間の取り組み

1. 施設、設備の効率的な利用

1.1 施設の相互利用の促進

つくば中央研究所の研究業務である暴露試験について、寒地土木研究所の試験場の一部や計測器を利用して実施した。また、寒地土木研究所の研究業務である塗装試験等について、つくば中央研究所の試験機等を利用して実施した。

表-8.1.1 施設相互利用実績

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
つくば中央研究所の研究業務における 寒地土木研究所の施設利用	5 件	5 件	6 件	6 件	10 件
寒地土木研究所の研究業務における つくば中央研究所の施設利用	1 件	2 件	2 件	4 件	8 件

1.2 施設等の貸し出し

施設等の貸し出しは、業務に支障のない範囲での貸し出しに努めた。

表-8.1.2 貸し出し実績

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸出件数	61 件	73 件	51 件	59 件	49 件
貸出額（千円）	13,979	31,779	89,716	32,468	89,392

1.3 施設・設備の貸し出しに関する情報提供

ホームページによる情報提供は、主要施設紹介・利用計画・手続き方法・規程類および利用料の例等を、一部動画を含めて提供したほか、利用者がインターネットで問い合わせができるように「問い合わせフォーム」の運用を行った。

また、関東地方整備局関東技術事務所の建設技術展示館に「土木研究所コーナー」を設け、貸し出しについての説明パネルを掲示している。さらに、つくば市が主催する「つくば産産学連携促進市 in アキパ」に

参加し、主に都内中小企業に対して貸し出し施設等の紹介や貸し出し制度の説明等を行った。

1.4 貸し出し収入等を利用した維持管理

施設等の整備にあたっては、一部貸し出し収入を活用しながら、施設の保安全管理水準の向上に努めた。

2. 施設の整備・更新

表-8.1.3 に示すとおり実験施設等の改修等を実施した。

表 -8.1.3 改修等を実施した実験施設等一覧（単位：千円）

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
材料力学試験設備更新	58,706				
実験装置格納庫更新	24,316				
部材耐震強度実験施設加振負荷装置修繕	37,275				315,619* ¹
大型動的遠心力載荷試験装置修繕	37,800				
大型動的遠心力載荷試験装置サーボ弁等改修				106,298	
大型動的遠心力載荷試験装置サイリスタレオナード盤等改修					65,232
三次元大型振動台修繕	68,525				
三次元大型振動台改修（平成 23 年度補正繰越予算）			1,309,770		
輪荷重走行試験機修繕	22,868				
輪荷重走行試験機改修			33,338		
土質低温試験室改修	54,117				
苫小牧寒地試験道路施設改修	47,399			49,412	70,297
ダム水理実験施設改修	199,920				
ダム水理実験施設給水設備更新		110,775			
ダム耐震実験施設改修（平成 23 年度繰越予算）		88,114			
研究・研修施設改修（平成 22 年度繰越予算）	160,230				
遠心力載荷試験装置改修		154,693			
環境促進実験設備新設		26,126			
構造物実験施設改修（平成 23 年度補正繰越予算）		456,456			
水理実験施設給水設備更新			106,575		
トンネル覆工載荷装置改造			62,339	45,792	77,220
舗装走行実験場自動走行設備改修			59,997	69,498	

8. (1) 施設及び設備に関する計画

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
30MN 大型構造部材万能試験機改修			27,193		132,840
油圧サーボ試験機更新			79,475		
タイヤ走行模擬試験設備更新			43,968		
暖房設備更新			17,483		
土木地質材料非破壊分析設備新設 (平成 24 年度繰越予算)			94,412		
暖房設備外更新 (平成 24 年度繰越 予算)			51,923		
吹雪量等自動連続観測システム新設				83,169	
低温実験室更新 (平成 25 年度繰越 予算)				22,785	
土工実験施設耐震改修 (平成 25 年 度第 1 次補正繰越予算)				566,568	
非常用発電設備改修 (平成 25 年 度第 1 次補正繰越予算)				262,040	
実験棟エレベータ更新					18,754
第 4 実験棟ポンプ施設更新					59,227
実環境クリープ試験設備新設 (平成 26 年度繰越予算)					51,425
実験棟エレベータ更新 (平成 26 年 度繰越予算)					12,474
合 計	711,156	836,164	1,886,473	1,205,563	803,008

*1 平成 26 年度第 1 次補正繰越予算

中長期目標の達成状況

施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施した。各研究組織で所有する施設の相互利用を推進するとともに、施設・設備の貸し出しに関する情報提供の充実に努めた。

以上により、中長期目標を達成した。

(2) 人事に関する計画

中期目標

高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うこと。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図ること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表すること。

また、総人件費（退職手当等を除く。）についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5% 以上を基本とする削減等の人件費に係る取り組みを平成 23 年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、厳しく見直すこと。

中期計画

人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図るとともに、人員の適正配置、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。なお、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置については、平成 24 年度までに実施する。

また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表する。

また、総人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5% 以上を基本とする削減等の取り組みを平成 23 年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、厳しく見直す。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者（以下「総人件費改革の取り組みの削減対象外となる任期付研究者等」という。）に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

※注）対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は除く。

■中長期目標設定の考え方

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図るとともに、良質な社会資本整備および北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため国土交通省等との計画的な人事交流を行うこととした。

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）および「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、継続して削減を実施するとともに、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを進めることとした。

■評価指標

当該箇所に関する評価指標は以下の通りである（詳細は後述）。

任期付研究員採用の取り組み状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
任期付研究員採用者数（人）	8	13	12	11	9

博士号保有者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
博士号保有者数（人）	96	108	125	128	116

■中長期目標期間の取り組み

1. 必要な人材の確保と職員の資質向上

中期計画を着実に実行し、良質な社会資本整備及び北海道開発の推進に貢献するため、外国人を含む広く有能な人材を確保するよう努めた。表に新規採用職員、任期付職員、専門研究員の採用・雇用の状況を示す。

表-8.2.1 新規採用職員、任期付職員、専門研究員の採用・雇用者数（単位：人）

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規職員の採用	2	0	6	1	6
任期付職員の採用	8	13	12	11	9
専門研究員の雇用	8	13	7	3	7

1.1 新規職員の採用

土木研究所の重点分野、今後の研究ニーズ等を勘案し、土木研究所が必要とする優秀な人材を計画的に採用するため、国家公務員総合職試験合格者や博士号取得者を対象とした公募を行っている。平成 27 年度については、研究職員 6 名を採用した。なお、平成 27 年度中の退職者は 6 名である。

1.2 任期付研究員の採用

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」に基づき、任期付研究員の採用を積極的に行っている（図-8.2.1）。平成 27 年度については、表-8.2.1 に示すとおり、9 名の専門技術者等を任期付研究員として採用し、研究担当チームに配属した。なお、平成 27 年度末現在の任期付研究員数は 34 名であり、研究者の総数に占める任期付研究員の割合は 10.6%であった。

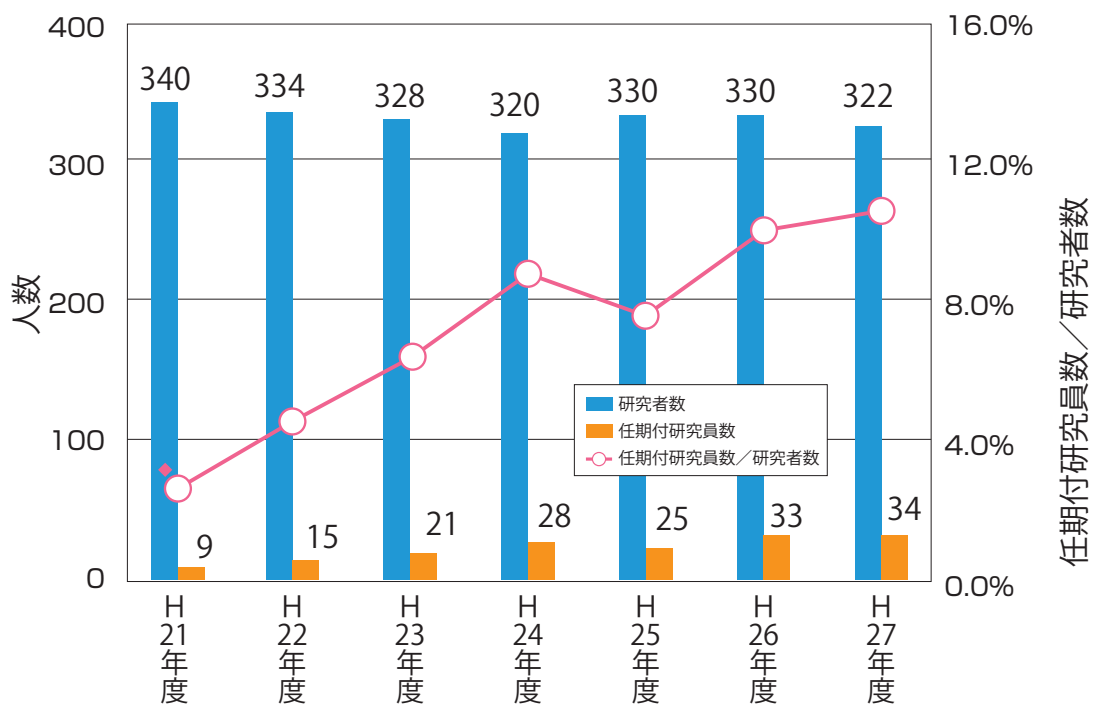


図-8.2.1 研究者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）

（研究者数・任期付研究員数：左軸、任期付研究員数 / 研究者数：右軸）

1.3 専門研究員の雇用

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的な調査研究業務の推進が期待できる場合に雇用するものである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。また、公募にあたり、外国人が応募しやすい条件に変更し公募を行った。

1.4 雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置

本州での雪害対策を強化するため、寒地土木研究所の雪氷分野の研究者1名を雪崩・地すべり研究センターへ配置換を実施した。そして、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を継続し、「雪崩災害防止セミナー」の開催や「ゆきみらい見本市」への出展を雪崩・地すべり研究センターと寒地土研が共同して実施するなど、引き続き両事務所等の連携の強化に取り組んだ。

1.5 人事評価の実施

職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、人事評価(能力評価・業績評価)を実施し、評価結果を昇任や給与(昇格・昇給・業績手当)に反映するとともに、職員一人ひとりにおいても自律的・主体的に仕事に取り組むセルフマネジメントの意識の向上が図られた。

1.6 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら英会話研修、研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員にも、適切なディスカッションを経験させるため、若手研究発表会を実施した。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行っている(表-8.2.2)。

表-8.2.2 職員の学位取得者数(単位:人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規学位取得者	5	3	5	6	1
学位取得者総数*	96	108	125	128	116

※ 翌年度5月末日時点

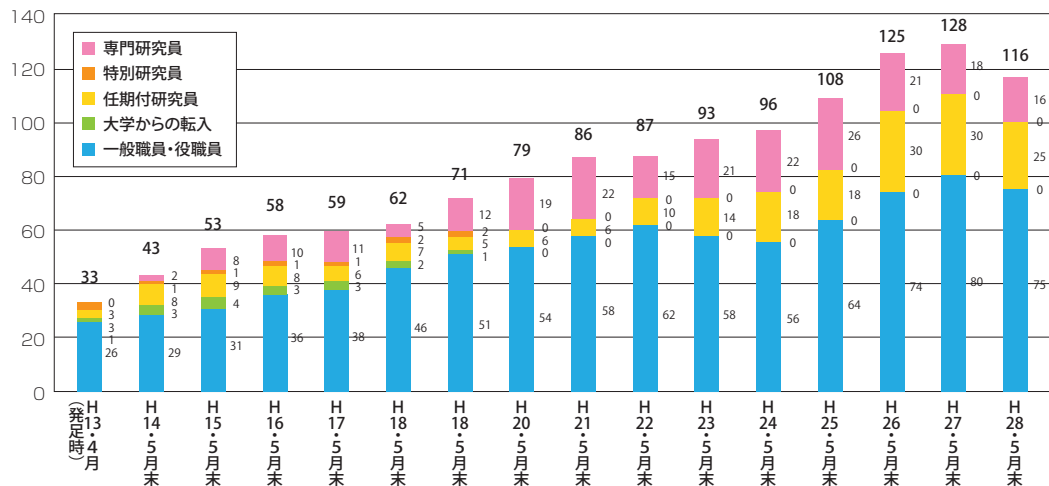


図-8.2.2 博士号保有者数の推移

2. 人件費

2.1 給与水準の適性化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同等の内容とすることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で示すと表-8.2.3の通りである。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等および職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/jouhou.html>）。

役員報酬は、平成21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人通則法第35条の6の規定に基づく業務の実績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の人事評価を行い、査定昇給の実施および業績手当の成績率に反映させている。

表-8.2.3 ラスパイレス指数（対国家公務員）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務・技術職員	94.1	93.5	93.0	93.2	93.1
研究職員	91.2	91.4	91.5	91.1	90.5

2.2 総人件費の削減

人件費（退職手当等を除く）については、22年度の予算を基準として1%相当を削減するとともに、人事院勧告に係る給与改定に準じて、土木研究所の給与規程の改正を行うなど、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを行った。

中長期目標の達成状況

中長期目標期間内において、公募等により研究職員や任期付研究員、専門研究員などを多様な観点から採用し、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図った。

また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に実施した。

さらに、人事評価の実施により職員の意欲向上を促し、昇任や給与への反映及び人材育成に活用した。

人件費については、国家公務員の給与の改定に準じた給与規程の改正を行い、給与水準の適正化に取り組み、その結果を公表した。また、中長期計画に定めた平成23年度までの人件費削減目標を達成するとともに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与の削減措置を実施し、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、厳しく見直しを行った。

以上により、中長期目標を達成した。